

第 47 号（第52条関係）（平27内府令 6 ・全改、令元内府令12 ・令 2 内府令85 ・一部改正）

教習射撃指導員選任等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 2 項の規定により、教習射撃指導員の  
選任  
解任  
を次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

教 習 射 撃 場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
新たに選任した 教習射撃指導員		人（別紙1のとおり）
解任した 教習射撃指導員		人（別紙2のとおり）
届出後の 教習射撃指導員		人（別紙3のとおり）

備考 1 新たに選任した教習射撃指導員については別紙1に、解任した教習射撃指導員については別紙2に、届出後の教習射撃指導員については別紙3に記載すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙1

新たに選任した教習射撃指導員

教習射撃場の名称	
選任年月日	年 月 日
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
指 定 番 号	第 号 公安委員会

- 備考 1 新たに選任した教習射撃指導員ごとに作成すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別紙3

届出後の教習射撃指導員一覧

教習射撃場の名称						
番号	銃種	選任年月日	氏名	生年月日	指定番号	区分

- 備考
- 1 届出の時点において選任している教習射撃指導員を記載すること。
  - 2 銃種欄には、射撃指導員の指定に係る銃種を全て記載すること。
  - 3 区分欄には、新たに選任した教習射撃指導員について「新規」と記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。